

糸島市庁用広告入り封筒無償提供者公募実施要領

1 目的

この要領は、糸島市役所の庁用として使用する広告を掲載した封筒（以下「封筒」という。）を無償提供する者（以下「無償提供者」という。）を公募するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

無償提供者の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 封筒の無償提供
- (2) 広告掲載を希望する広告主の募集
- (3) 広告内容の審査
- (4) 行政情報の掲載
- (5) 広告内容に関する対応
- (6) その他本業務の実施に付随する業務

3 協定期間等

- (1) 協定期間 協定締結の日から令和10年1月31日まで
- (2) 封筒使用期間 令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

4 封筒の必要枚数等

- (1) 必要枚数
 - ① 庁用封筒 角形2号 50,000枚
 - ② 庁用封筒 長形3号 120,000枚
- (2) 材質等の仕様
 - ・封筒の色は黄色とし、封筒使用時に中が透けない加工等を行うこと。
 - ・封筒の表面は、糸島市が指定する内容とすること。
- (3) 広告内容等
 - ① 無償提供者が広告主を募集し、無償提供者も広告主になることができるものとする。
 - ② 広告内容については、「糸島市広告掲載事業実施規程」及び「糸島市広告掲載事業広告掲載基準」に従うものとする。
 - ③ 無償提供者において審査し、本市の事前承認を得た広告のみ掲載するものとする。
 - ④ 無償提供者は、広告内容について第三者から苦情等が生じた場合は、全ての責任を負い、直ちに問題解決のために対応しなければならないものとする。
 - ⑤ 無償提供者は、提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を全面回収し、代替封筒を提供するものとする。

5 参加資格

応募者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人であること。
- (2) 共同企業体ではないこと。
- (3) 福岡県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
- (4) 本業務と類似の封筒の無償提供実績を有していること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) その他、公序良俗に反する行為等により応募者として不適當であると認められる者でないこと。

6 申込方法等

- (1) 申込方法 持参又は郵送により申込先へ「7 提出書類」（正本 1 部、副本 3 部）を提出
- (2) 申込先 〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号
糸島市役所総務部総務課
- (3) 申込期限 令和 8 年 7 月 1 5 日（水）16 時 45 分
※郵送の場合は、申込期限までに必着のこと。

7 提出書類

- (1) 参加申込書（様式 1）
- (2) 糸島市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない旨の誓約書（様式 2）
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 協定を締結する本店又は支店等における法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない証明書
- (5) 協定を締結する本店又は支店等における所在地市町村の市税の滞納がない証明書
- (6) 協定を締結する本店又は支店等における糸島市税の滞納がない証明書
- (7) 決算報告書の写し（直近 3 年分）
- (8) 封筒納入計画書
様式は任意とし、次の事項を記載すること。
 - ① 封筒の仕様
 - ② 本業務と類似の封筒の無償提供実績（過去 5 年以内）
 - ③ 広告主の募集方法

- ④ 広告内容の審査体制
- ⑤ 広告内容へのクレーム等の問題発生時の対応方法
- ⑥ 独自の提案及び工夫等のアピールしたい事項

※（３）～（６）については、提出日から３か月以内に発行されたものであること。

※（１）～（８）について、正本１部及び副本３部を提出すること。

8 審査

- （１）応募者の参加資格について、７（１）から（６）までにより確認する。
- （２）参加資格を有していないと認めた応募者には、「参加資格確認結果通知書」により通知するものとする。
- （３）参加資格の確認により、参加資格を有していると認めた応募者のなかから書類審査を行い、無償提供者を決定するものとする。
- （４）書類審査を行った応募者へ「審査結果通知書」により審査結果を通知するものとする。
- （５）審査結果は、糸島市ホームページにおいて、審査結果を公表するものとする。
- （６）審査結果についての異議は受け付けないものとする。

9 その他

- （１）応募に関する費用については、応募者の負担とする。
- （２）提出書類については、返却しないものとする。
- （３）申込期限後の書類の再提出及び差替えは認めないものとする。

10 担当部署

糸島市役所総務部総務課総務係 担当者 坂田
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話 092-323-1111
E-mail : somu@city.itoshima.lg.jp